

2014

# 風の村実務者研修 業務規程

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要かつ専門的な知識・技能の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、地域福祉の担手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の養成を目的とする。

実務者研修 実行委員会  
一般社団法人（非営利型）波之上会  
2014/01/01



## 1. 【目的】

介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要かつ専門的な知識・技能の修得及び確固たる倫理観を醸成することによって、地域福祉の担手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の養成を目的とする。

## 2. 【実施機関】

一般社団法人（非営利型） 波之上会  
代表理事 波江野 満  
鹿児島県鹿屋市野里町 2486 番地 TEL:0994-36-6000 FAX:0994-36-6001

## 3. 【実施の流れ】

年間スケジュール表を参照。

## 4. 【料金】

- ① 資格に合わせ料金表を参照に料金の徴収を行う（学則に記載）。
- ② 分納扱い、退学扱い、返金扱いの場合は学則の定めのとおりとする。
- ③ 支払い方法は、口座振込、現金書留、持参のいずれかにする。
- ④ 実務者研修に関わる会計は特別会計として扱う。
- ⑤ 振込口座：鹿児島銀行西原支店 店番号：570 普通預金  
口座番号：3018458 口座名： かぜ むらじつむしやけんしゅう  
風の村実務者研修

## 5. 【募集方法】

- ① 当法人のホームページで公開
- ② 鹿児島県内・宮崎県内・熊本県内への案内 FAX

## 6. 【会場】

一般社団法人（非営利型）波之上会が運営する風の舞内の好生館（研修室・福利厚生室）  
〒893-0055 鹿児島県鹿屋市野里町 2486 番地

## 7. 【情報開示】

- ・支障のない範囲で、ホームページ上に情報開示する。
- ・他に情報開示を求められた場合は、運営委員会にて検討し情報を開示することがある。

## 8. 【講師・担当者】

- 《専任教員》 宮原 康代（介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員）  
《介護過程Ⅲ担当教員》 宮原 康代（介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員）  
野間口 貴博（介護福祉士）  
《医療的ケア担当教員》 波江野力（医師・医学博士・元文部教官）  
竹之内 衣美（看護師）  
《他の教員》精神保健福祉士＋社会福祉士＋作業療法士（複数資格取得者 1 名）、介護福祉士（15 名）

## 9. 【入所選抜の概要】

学則第7条を満足し、

- ① 申し込みを速やかに済ませている。
  - ・ 面接授業（スクリーング）に支障のない事を確認。
  - ・ 支払い能力が可能明瞭である。
- ② 入金確認を済ませている。
- ③ 受講証を受講者に送付している。

上記3点を確認できた人を優先して入所を認める。

## 10. 【入所までの流れ】

- ① 募集及び申込期間は随時である。
- ② 1講座当たり20名を限度に毎月1日に入学を許可する。
- ③ 先着順にて受付し、志願の内容を精査して受講の可否を判定するが、定員になり次第受付終了です。
- ④ 資料請求はホームページから入手してください。詳細をお知りになりたい方は電話乃至はご来所ください。

## 11. 【通信養成を行う地域】

- ① 面接授業、医療的ケアの筆記試験及び演習の参加に支障のない範囲に在住している方を対象とする。
- ② 遠方にも関わらず、自己責任で対処できる方は受け入れる。

## 12. 【添削その他の指導の方法：学則に詳細は記載】

学則第20条から第25条までに、通信学習、面接授業、医療的ケアの実施方法、面接授業、試験及び演習の評価法については記載してある。概略は以下の通りである。

受講開始日に通信添削課題を配布し、各回の答案用紙を設定された期限までに提出する。添削指導は添削担当の各講師が行い、課題の答案に押印の上、返却する。また、答案には解答解説を配布することで理解の促進を図る。

面接指導は通学学習時間内に、通信課題の解説や質疑応答を行い、通信学習した内容の展開を図る演習を行う。評価方法は添削担当講師により100点を満点評価としてA=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満とし、医療的ケア以外はA以上が評価基準を満たしたと判断する。基準に満たないB,C,Dの受講生については、各評価に応じた督励を行い基準を上回るように個別指導を行う。自宅学習中の質疑等については、受講生よりFAX、電子メールにおいて質問を受け付け、添削担当講師により回答をする。

## 13. 【面接授業実施期間における講義及び使用についての当該施設者の承諾書】

開催する実務者研修は一般社団法人波之上会が設置者であり、同会の施設を使用する。

## 14. 【「介護過程Ⅲ」における習得度評価について】

- ① 介護過程の展開
  - 多様な事例を用いて、グループワークやロールプレイにより、理論と実践を結び付けて実践的に介護過程展開の思考方法を学べるよう配慮する。
- ② 介護技術の評価
  - 利用者の状態に応じた、根拠に基づく介護技術があるかどうかを、技術演習、評価項目、口頭試問等により、網羅的に知識・技術を評価する。
- ③ 知識等の習得度の評価

テスト等により、実務者養成施設の全ての科目の教育内容について、知識等の習得度を評価する。

「介護技術チェックシート」については個人得点表において、9点を満点評価として、8～9点をA：基本的な介護（介助）が的確にできる、6～7点をB：基本的な介護（介助）が概ねできる、3～5点をC技術が不十分、2点以下をD：全くできないと評価する。A及びBの者を一定のレベルに達している者とし、C及びDの者については、補講（2,000円/時間）を行い、到達目標に達するまで指導を行い、再評価をする。

#### 15. 【修了評価筆記試験において】

すべての面接授業終了後に1時間行う。

遅刻は試験開始時間後5分まで認める。試験開始後、50分を経過するまでは途中退席を認めない。50分経過後は退席を認めるが、再入室を認めない。

評価は100点を満点評価とし、70点以上を合格とする。69点以下の場合は、再試験を行い、合格するまで実施する。希望がある場合には補講（2,000円/時間）を行う。

#### 16. 【課程修了の認定方法】

研修の修了は学則第35条に定めるところによる。

以下の1～6をすべて満たしていることをもって、研修責任者が判断し、修了証明書を発行する。

1. 通信添削課題をすべて提出し、評価基準を満たしていること。
2. 面接授業をすべて受講していること。欠席がある項目については補講により受講をしていること。
3. 習得度評価について、評価基準を満たしていること。
4. 修了評価筆記試験において、評価基準を満たしていること。
5. 医療的ケアに関しては、添削問題90%以上の正解者に対して試験を課し、試験の正解率が90%以上の者を合格として（演習）に進むことができる。
6. 医療的ケアの評価は学則第23条及び第25条による。
7. 受講料・テキスト代に未納がないこと。

#### 17. 【通信養成に使用する教材の目録】

■介護職員等実務者研修(450時間)テキスト 第1巻～第4巻 [中央法規出版]

■医療的ケアテキスト [中央法規出版]

■医療的ケアに関する当会編集発行のテキスト